

規 約 関 連

1. 白川・緑川水系流域治水協議会 . . . P 1 ~ 6
2. 白川水防災意識社会再構築協議会規約 . . . P 7 ~ 10
3. 緑川水防災意識社会再構築協議会規約 . . . P 11 ~ 14
4. 熊本水防区大規模氾濫減災協議会規約 . . . P 15 ~ 17
5. 宇城水防区大規模氾濫減災協議会規約 . . . P 18 ~ 20
6. 上益城水防区水防災意識社会再構築協議会規約 . . . P 21 ~ 23

白川・緑川水系流域治水協議会規約

(設置)

第1条 「白川・緑川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、白川及び緑川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成するが、必要に応じて別表2の職にある者以外の関係者を参加させる事ができる。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換及び河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策等の各種検討、調整、取組み状況の確認・点検を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 白川及び緑川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所調査第一課及び熊本県河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月2日から施行する。

(附則一部改正)

本規約は、令和4年4月26日から施行する。

別表 1 - 1 協議会の構成（白川水系）

熊本市長
阿蘇市長
大津町長
菊陽町長
高森町長
西原村長
南阿蘇村長
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長
熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課長
熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課長
林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 熊本水源林整備事務所長
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所長
国土交通省九州地方整備局 阿蘇砂防 事務所長

別表 1 - 2 協議会の構成（緑川水系）

熊本市長
宇土市長
宇城市長
美里町長
大津町長
菊陽町長
西原村長
御船町長
嘉島町長
益城町長
甲佐町長
山都町長
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長
熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課長
熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課長
林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 熊本水源林整備事務所長
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長

別表2-1 幹事会の構成（白川水系）

熊本市	政策局	危機管理防災総室副室長
熊本市	都市建設局	土木部 河川課長
阿蘇市	総務部	防災情報課長
阿蘇市	土木部	建設課長
大津町	土木部	建設課長
菊陽町	総務部	危機管理防災課長
菊陽町	土木部	建設課長
菊陽町	土木部	都市計画課長
高森町		建設課長
西原村		建設課長
南阿蘇村		総務課長
南阿蘇村		建設課長
熊本県	土木部	河川港湾局 河川課 審議員
熊本県	土木部	道路都市局 下水環境課 課長補佐
熊本県	土木部	河川港湾局 砂防課 審議員
熊本県	農林水産部	森林局 森林整備課 審議員
熊本県	農林水産部	森林局 森林保全課 審議員
熊本県	県央広域本部	土木部 工務管理課長
熊本県	県北広域本部	土木部 工務課長
熊本県	阿蘇地域振興局	土木部 維持管理調整課長
熊本県	阿蘇地域振興局	土木部 工務課長
林野庁	九州森林管理局	熊本森林管理署 総括治山技術官
国立研究開発法人森林研究・整備機構		森林整備センター
熊本水源林整備事務所		造林係長
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	副所長
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	調査第一課長
国土交通省九州地方整備局	立野ダム工事事務所	副所長
国土交通省九州地方整備局	立野ダム工事事務所	調査設計課長
国土交通省九州地方整備局	阿蘇砂防事務所	副所長
国土交通省九州地方整備局	阿蘇砂防事務所	調査課長

別表 2-2 幹事会の構成（緑川水系）

熊本市	政策局	危機管理防災総室副室長
熊本市	都市建設局	土木部 河川課長
宇土市	総務部	危機管理課長
宇城市	土木部	部次長
美里町	総務課長	
美里町	建設課長	
大津町	土木部	建設課長
菊陽町	総務部	危機管理防災課長
菊陽町	土木部	建設課長
菊陽町	土木部	都市計画課長
西原村	建設課長	
御船町	建設課長	
嘉島町	建設課長	
益城町	建設課長	
益城町	下水道課長	
甲佐町	建設課長	
山都町	建設課長	
熊本県	土木部	河川港湾局 河川課 審議員
熊本県	土木部	下水環境課 課長補佐
熊本県	土木部	河川港湾局 砂防課 審議員
熊本県	農林水産部	森林局 森林整備課 審議員
熊本県	農林水産部	森林局 森林保全課 審議員
熊本県	県央広域本部	土木部 工務管理課長
熊本県	宇城地域振興局	土木部 維持管理調整課長
熊本県	宇城地域振興局	土木部 工務課長
熊本県	上益城地域振興局	土木部 維持管理調整課長
熊本県	県北広域本部	土木部 技術管理課長
熊本県	阿蘇地域振興局	土木部 維持管理調整課長
熊本県	阿蘇地域振興局	土木部 工務課長
林野庁	九州森林管理局	熊本森林管理署 総括治山技術官
国立研究開発法人森林研究・整備機構	森林整備センター	
熊本水源林整備事務所	造林係長	
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	副所長
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	調査第一課長
国土交通省九州地方整備局	緑川ダム管理所	専門官

白川水防災意識社会再構築協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条に基づく大規模氾濫減災協議会として、「白川水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、白川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年1月27日から施行する。

(附則一部改正)

本規約は、平成30年 2月 9日から改訂する。

本規約は、令和 2年 4月27日から改訂する。

本規約は、令和 4年 4月26日から改訂する。

別表 1

熊本市長
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課長
気象庁 熊本地方气象台長
九州電力（株）熊本支店 技術部長
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所長

別表 2

熊本市	政策局	危機管理防災総室	副室長
熊本市	都市建設局	土木部	河川課長
熊本県	知事公室	危機管理防災課	審議員
熊本県	土木部	河川港湾局	河川課 審議員
気象庁	熊本地方气象台	防災管理官	
九州電力（株）	熊本支店	技術部	土木建築グループ長
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	副所長	
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	調査第一課長	
国土交通省九州地方整備局	立野ダム工事事務所	副所長	
国土交通省九州地方整備局	立野ダム工事事務所	調査設計課長	

緑川水防災意識社会再構築協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条に基づく大規模氾濫減災協議会として、「緑川水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、緑川、加勢川、御船川、浜戸川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年1月27日から施行する。

(附則一部改正)

本規約は、平成30年 2月 9日から改訂する。

本規約は、令和 2年 4月27日から改訂する。

本規約は、令和 4年 4月26日から改訂する。

別表 1 協議会の構成

熊本市長
宇土市長
宇城市長
嘉島町長
御船町長
甲佐町長
美里町長
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課長
熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課長
熊本県 企業局 発電総合管理所長
気象庁 熊本地方气象台長
九州電力（株）熊本支店 技術部長
九州旅客鉄道（株）鉄道事業本部 新幹線部長
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長

別表2 幹事会の構成

熊本市	政策局	危機管理防災総室	副室長
熊本市	都市建設局	土木部	河川課長
宇土市	危機管理課長		
宇城市	危機管理課長		
美里町	総務課長		
御船町	総務課長		
御船町	農業振興課長		
嘉島町	総務課長		
甲佐町	くらし安全推進室長		
熊本県	知事公室	危機管理防災課	審議員
熊本県	土木部	河川港湾局	河川課 審議員
熊本県	農林水産部	農村振興局	農地整備課 審議員
熊本県	企業局	発電総合管理所	施設二課長
気象庁	熊本地方气象台	防災管理官	
九州電力(株)	熊本支店	技術部	土木建築グループ長
九州旅客鉄道(株)	鉄道事業本部	安全創造部	担当課長
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	副所長	
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	調査第一課長	
国土交通省九州地方整備局	緑川ダム管理所	専門官	

熊本水防区大規模氾濫減災協議会規約

（名称）

第1条 この会議は「熊本水防区大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）と称する。なお、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として位置付ける。

（目的）

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、河川管理者（県、熊本市）、水防管理者（熊本市）等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、熊本水防区の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、熊本水防区における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（国土交通省（熊本地方気象台を含む）の職員、学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（国土交通省（熊本地方気象台を含む）の職員、学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、住

民が主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県央広域本部土木部工務管理課に置く。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成30年6月7日から施行する。

別表1 熊本水防区大規模氾濫減災協議会

熊本県県央広域本部土木部長
熊本市政策局危機管理防災総室長
熊本市都市建設局土木部長

別表2 熊本水防区大規模氾濫減災協議会幹事会

熊本県県央広域本部土木部工務管理課長
熊本県県央広域本部土木部総務課長
熊本市政策局危機管理防災総室副室長
熊本市都市建設局土木部河川課長

宇城水防区 大規模氾濫減災協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は「宇城水防区 大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)と称する。なお、協議会は水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として位置付ける。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨 災害等を踏まえ、河川管理者(熊本県)、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、宇城水防区の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、潤川、網津川、砂川、大野川、浅川、五丁川、波多川、その他宇城水防区における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(国土交通省(熊本地方気象台を含む)の職員、学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(国土交通省(熊本地方気象台を含む)の職員、学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、住民が主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、熊本県宇城地域振興局土木部に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年5月17日から施行する。

(附則)

本規約は、平成30年5月30日から施行する。

別表 1 宇城水防区 大規模氾濫減災協議会

宇土市長
宇城市長
美里町長
宇城地域振興局土木部長

別表 2 宇城水防区 大規模氾濫減災協議会幹事会

宇土市	危機管理課長
宇土市	土木課長
宇城市	防災消防課長
宇城市	土木課長
美里町	総務課長
美里町	建設課長
宇城地域振興局土木部	維持管理調整課長
宇城地域振興局土木部	工務課長

上益城水防区 水防災意識社会再構築協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「上益城水防区 水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害、平成28年4月の熊本地震及び6月の豪雨災害等を踏まえ、河川管理者（県）、町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、上益城水防区の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（国土交通省（熊本地方気象台を含む）の職員、学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（国土交通省（熊本地方気象台を含む）の職員、学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、住民が主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認

認する。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、上益城地域振興局維持管理調整課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月15日から施行する。

(附則一部改正)

本規約は、平成30年6月1日から施行する。

別表1 上益城水防区 水防災意識社会再構築協議会

御船町長
嘉島町長
益城町長
甲佐町長
山都町長
熊本県 県央広域本部 土木部長
熊本県 上益城地域振興局 土木部長

別表2 上益城水防区 水防災意識社会再構築協議会幹事会

御船町	総務課長、建設課長
嘉島町	総務課長、建設課長
益城町	危機管理課長、都市建設課長
甲佐町	くらし安全推進室長、建設課長
山都町	総務課長、建設課長
熊本県	県央広域本部土木部 工務管理課長
熊本県	上益城地域振興局土木部 維持管理調整課長